

## 佐賀県人事委員会告示第二号

労働基準監督機関の職権を行使する県事務所の区分（平成十二年佐賀県人事委員会告示第一号）の一部を次のように改正し、平成二十一年七月一日から施行する。

平成二十一年六月三十日

佐賀県人事委員会

委員長 馬 場 昌 平

表の労働基準法別表第一の各号に掲げる事業の第十四号の項中「勤労者福祉会館」を削る。